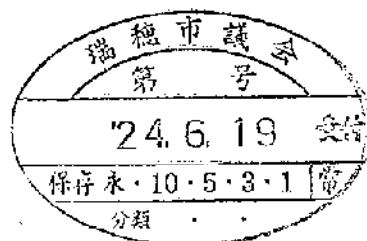


令和6年 6月19日

瑞穂市議会議長 庄田昭人 様

提出者 瑞穂市議会議員

馬 利 ひろし



賛成者 瑞穂市議会議員

棚橋 敏明

賛成者 瑞穂市議会議員

杉原 克己

賛成者 瑞穂市議会議員

関谷 守彦

賛成者 瑞穂市議会議員

馬 居 佳史

賛成者 瑞穂市議会議員

関谷 英樹

賛成者 瑞穂市議会議員

北村 彰敏

瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会設置決議について

次の理由により、上記議案を、別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

記

提案理由 瑞穂市新庁舎建設についての諸事項を調査・検討する瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会を設置し、十分な検討のもと市民の合意を得て新しい庁舎を建設する必要があるため。

以上

瑞穂市新庁舎建設検討特別委員会設置決議

市は、平成29年2月に庁内で検討された「瑞穂市庁舎将来構想」を策定し、平成31年3月には「瑞穂市新庁舎建設基本構想」を策定している。

令和3年第3回瑞穂市定例会において、新庁舎建設の推進について審議する「瑞穂市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という）」を設置する条例改正がされ、令和4年7月に第1回委員会が開催された。そして、同委員会は令和5年7月に只越地域を新庁舎建設の第1候補地とする中間答申を行った。その後、委員会は令和6年3月の第10回委員会まで開催され、只越地域での施設配置計画や新庁舎建設基本計画案案などについて検討している。

新庁舎建設にあたっては、「瑞穂市新庁舎建設基本構想」にもあるように、十分な検討のもと市民の合意を得て新しい庁舎を建設する必要がある。

市議会においても、市民から直接選挙で選ばれた市民の代表として、幅広い市民の意見を聴取し集約して、新庁舎建設について合意形成を図るためにも、新庁舎の機能と規模、建設位置、事業手法、財政計画、議会機能など建設に係る諸事項を調査・検討する必要があるため、下記のとおり、新庁舎建設検討特別委員会を設置する。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 名 称 | 新庁舎建設検討特別委員会 |
| 2 設置根拠 | 地方自治法第109条及び委員会条例第6条 |
| 3 目 的 | 瑞穂市新庁舎建設について、諸事項を調査・検討するため
(1) 新庁舎建設の基本的な考え方について
(2) 新庁舎等の候補地について
(3) 新庁舎等が備える機能と規模について
(4) 議会機能について
(5) 施設配置計画について
(6) 基本計画について
(7) その他新庁舎に付随する課題 |
| 4 委員定数 | 17人 |
| 5 期 間 | 上記の目的を達成するまで
閉会中もなお継続審査することができる |

以上 決議する。

令和6年 月 日

瑞 穂 市 議 会